

2010年6月25日

太平洋セメント株式会社  
代表取締役 徳 植 桂 治 様

セメント産業の経営民主化を求める株主会  
代 表 株 主 垣 沼 陽 輔

## 事 前 質 問 書

第12回定時株主総会にあたり下記のとおり事前質問書を提出しますので誠意をもって回答してください。

### 記

#### <質問1>

今期（2010年3月期）は、連結売上高が7,285億円で前年比1,433億円の減収、連結営業利益も前期比76億円の減益で、さらに事業構造改革のための特別損失322億円などを計上したため、最終損益も370億円にのぼり、過去最悪の損失を計上した前期よりさらに営業成績は悪化しました。この結果、株主に対する配当は2期連続で無配だと取締役会は提案しています。

しかし、業績不振の原因を、国内も米国もセメント需要が想定以上に激減したなどと称して外部的要因のせいだけにするのは無責任というものです。需要の長期的減退傾向や、マネーゲームによる住宅バブルがいずれ破たんすることはだれもが指摘していたことなのに、あたかも回避不能な事態であるかのような言い訳に終始して、長期的見通しを欠いた反省がないままでは困ります。

こうした結果を招いた歴代の経営陣の経営方針のどこに問題があったのか、掘り下げた主体的総括を明らかにしてください。

また、無配を続ける責任を経営陣はどのようにとるのか。たんに株主総会で形式的に頭を下げるだけでなく、具体的な措置を明らかにしてください。

#### <質問2>

当社は、「2010年度は『新生太平洋セメント』として生まれ変わるべく、事業構造改革による基盤整備の年として位置付ける」とし、①国内生産体制の見直し、②組織人員体制の見直し、③国内セメント営業体制の見直しと物流の合理化の3つの施策を実施すると発表しました。

第1の「国内生産体制の見直し」は、秩父、土佐、大分3工場のセメント生産中止を中心に、他の生産委託・販売受託会社も含めて560万トン程度の生産能力を削減するというものです。これら工場の生産中止が、下請・出入業者の営業と雇用や、地域の経済・社会大きな影響を及ぼすことはあきらかです。しかし、これら関係者に対する説明や施策が十分にな

されているようには思えません。

秩父工場の場合、「地域から『信頼される誠実な企業』として理解と信頼を得る」、「地域との共存共栄に軸足を置いた経営」を行う」（2005年制定の経営理念と行動指針）と謳ってきたのに、セメント生産中止後の事業方針を明確にせず、地域・下請業者に対する営業補償も明らかにしなかったため、秩父市議会が生産中止反対を全会一致で決議する事態となりました。

- (1) 各工場の生産中止後の事業方針や人員体制について説明してください。
- (2) 各工場の下請業者に対する営業補償について説明してください。
- (3) 秩父工場の場合、当社の長年にわたる採掘事業の結果、かつては日本二百名山に数えられた武甲山の山頂が40メートルも低くなり、山肌も幾何学的な模様を無惨にさらすようになるなど、観光地でもある地元では大きな環境問題になっています。修復・植林作業などの環境対策はどのようにする方針なのか説明してください。

#### <質問3>

第2の「組織人員体制の見直し」では、500人程度の正社員の早期退職を募集するとしています。

- (1) 500人という数字は現在の在籍従業員3,238人の16%に当たります。これだけの人員削減を実施して、工場や間接部門の業務に問題が生じないのでしょうか。少なくなった人員で業務をこなすために長時間労働がまん延するおそれがありますが、現在の生産部門と間接部門の労働時間の現状、また長時間労働を防止するための対策について説明して下さい。
- (2) 早期退職以外に240人近い転籍を促進するとしています。どんな部門、どんな職務の従業員を対象に転籍を考えているか、また、転籍先はどのような企業を考えているのかを説明してください。
- (3) これだけ大量に従業員を削減するというのに、経営陣はどのような責任をとっているのか。具体的な措置を説明してください。
- (4) 過去の営業方針のツケに責任を負うべき相談役や顧問の責任も大きいといわざるをえません。それなのに、その数はいっこうに減らず、なに不自由がないように聞き及んでいます。これらの方々の数を削減する予定はあるのでしょうか。  
なお、現在の相談役と顧問の氏名、当社が負担する年間経費の総額を明らかにしてください。

#### <質問4>

第3の「国内セメント営業体制の見直しと物流の合理化」のひとつに、「生コン産業の維持、安定化のために、構造改善、品質管理の促進」があげられています。

生コン産業では、全国生コンクリート工業組合連合会が全国約3,800工場のうち1,200工場を5カ年かけて削減する構造改善事業の実施を決め、経済産業省も全面支援を決めています。この構造改善事業は当然ながら重大な雇用問題につながるため、経済産業省は、「雇用確保を第一義的にとりくむのが当然。そのように業界を指導する」と表明しています。

- (1) 当社が連結決算の対象としている生コン会社、および連結対象ではないが出資してい

る生コン会社は、それぞれ何社あり、そのうち、どの程度の会社または工場の削減を予定しているか。

- (2) 生コン工場閉鎖にあたっては、当社も経済産業省の指導方針に従って「雇用確保を第一義的にとりくむ」立場で施策をすすめる考えか？

#### <質問5>

第3の「国内セメント営業体制の見直しと物流の合理化」のもうひとつの柱として、セメント専用船の削減とならんで、当社のSS（セメント貯蔵・出荷基地）を2013年3月までに123カ所から99カ所に削減する方針が書かれています。これはSS24カ所、つまり現在の5カ所に1カ所をなすくすというものです。

- (1) 当社の連結対象または出資するバラセメント輸送会社は何社あるのか、また、いわゆる専属輸送会社（あるいは元請輸送会社）は何社あるか。
- (2) SS廃止で影響を受けるバラセメント輸送会社に対する営業補償や雇用対策について説明してください。
- (3) 当社のバラセメントを運搬するトラック運転手の多くが、運搬数量に応じて賃金の増減が決まる、いわゆる歩合給で働いています。また、歩合給ではない場合でも長時間労働が恒常化してきたために、賃金に占める残業代の割合が高い、すなわち残業依存の賃金体系の運転手が多いのが現状です。

これら運転手の収入はこの間も仕事量の減収で著しく低下しているので、生産工場やSSの閉鎖が続くこの先は、収入を維持するための無理な長時間労働や過労運転が横行し、市民を巻き込んだ交通事故につながりかねません。仕事量によって収入が著しく低下するような賃金体系の改善を、関連輸送会社に強く指導してください。

#### <質問6>

取締役会が提起した事業構造改革方針は、設備削減などのいわば「ハード」面だけが全面に出ているだけで、「ソフト」面で改革方針が不明です。ゼネコンに買い叩かれ放しで採算のとれないセメント販売価格を適正化するために、当社の販売拡張一辺倒の営業体質をどのように改革するのか。具体的に説明してください。

#### <質問7>

事業構造改革を言うなら、下請運送業者や生コン労働者の労働組合と対話を欠いた経営方針も、この際改める必要があると思いますが、いかがでしょうか？

#### <質問8>

連結子会社の東海運株式会社では、貨物自動車運送事業法や労働法令に違反する、いわゆる「償却制」が相当以前から行われてきました。その目的は、残業代を支払わず、社会保険に加入せず、運転手を24時間安く使うためです。

その脱法行為を隠蔽するために、東海運は10年ほど前から、運転手に日雇い手帳を持たせ、実態のない労働組合から労働者供給を受けている形式をとって、実際は償却制を続けてきました。これは、貨物自動車運送事業法や労働法令違反を隠蔽するために、職業安定法に

抵触する行為を行という、二重の脱法行為です。

私たち労働組合は、脱法行為の速やかな是正と明確な雇用契約の締結、未払い賃金や不当なピンハネ（車両リース料、修理代、タイヤ代など会社が負担すべき経費を運転手に負担させていたもの）の支払いなどを申し入れています。東海運は、実態のない労働組合との癒着を清算せずに脱法行為を続けています。

今年になって、この日々雇用偽装の中心をになってきた人物が同社の物流営業部長に昇進しました。脱法行為の中心人物を管理職に昇進させる上場会社などあるのでしょうか。

また、この部長は、ほんらい毎日の就労ごとに日々雇用の手帳に会社が貼付すべき雇用保険や健康保険の印紙を、実に2週間にわたって貼付しないと書いた重大な職務上の怠慢（運転手にとっては人権侵害）までおこなっていますが、なんらかの懲戒処分を受けた訳でもありません。

東海運を連結対象とする取締役会及び監査役会は、事実関係を認識しているのでしょうか。

また、ただちに是正を働きかける考えはありませんか？

#### <質問9>

当社の子会社であるバラセメント輸送会社や生コン会社の過積載などの法違反については、この間の株主総会では毎年指摘しています。コンプライアンスは徹底されたのでしょうか？

また、少なくとも、過積載、残業代の不払い、社会保険の不参加などといった法令違反は当社の子会社や出資会社からは一掃されたのでしょうか？

#### <質問10>

当社が旧日本セメント時代の1994年に、交通労連生コン産業労働組合に正当な団体交渉申し入れを拒否したため引き起こした、いわゆる「大阪アサノコンクリート事件」に関し、同労働組合と話し合って和解に努めるべきだと考えます。

取締役会の見解を説明してください。

以 上